

## 小動物診療分野における職業倫理のあり方

山村穂積<sup>†</sup>（日本獣医療問題研究会会長）



### 1 はじめに

倫理とは、人と人との秩序関係や人間の心構えと行為などで道徳に似ている。小動物診療獣医師は専門的、技術的職業であり、伴侶動物の健康とそれを介して人々の生活の安全と潤いを守ることであり、それは高度、知的な専門的職業であるので、専門技術職として見識、技術を磨き続け、高度の職業倫理を持ち、高く評価されなくてはならない。それは国家資格と言う専門職の独占権を持つので、職業倫理としては、日本獣医師会、獣医師の誓い—95年宣言、そしてインフォームド・コンセントの徹底などがある。しかし絶対にゆるぎない正しい小動物診療獣医師の規範や、それを遵守しているマニュアルはあるだろうか？

では、道を歩いていると、交通事故にあった猫を見つけた。辺りを見渡したが、近くには誰もいない。どうするか？

- ①すぐに駆けつけて捕まえて救護する
- ②猫がいなくなるまで様子を見ている
- ③誰かが通りかかるのを待って、救護されるのを待つ
- ④見なかったことにして通り過ぎる

小動物診療に従事している獣医師が、この猫を助けなかった場合に後ろめたさを誰もが感じる。社会の中で生きる上で、職業人として何を目指し、どのように生きるかなど何らかの行為をするときに、これは善いことか、正しいことか判断する際の根拠が「倫理」ということになる。

### 2 診療に応じる義務

法律による小動物診療の職業は、「獣医師法第19条診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない」とある。これは、①人権を尊重し、伴侶動物の健康維持、病気の治療、改善のために専門知識や技術を用いることによって社会的な責任を果たす。②小動物診療に課せられ

た倫理的責務がある。③小動物診療における問題意識を持ち、自覚を持って行動できるような方策を検討、実施していく努力をする。④インフォームド・コンセントなどに対する意識をしっかりと持つ。⑤特権が認められている反面、獣医療上の知識や技術の習得、向上に努め、また身を正し獣医師道の高揚に努めるとなる。

実際に診療を拒否できる状態は、本人の病気、手術中、不在、飲酒、専門外などであるが、飲酒や専門外でも診療をお願いされれば拒否できないのかもしれない。飼い主が診療料金を支払わず、未収金がかさみこれ以上増やしたくないと思っても、診療拒否となる行為は許されていない。逆に、伴侶動物の取り扱いの権利は飼い主が持っているので、治療したくてもさせてもらえないこともある。伴侶動物にとって最善の利益のために、飼い主を説き伏せることが重要で、小動物診療の専門医である以上、持っている知恵、知識、経験、道徳を訴え解決をさせるということになる。診療拒否の「正当な理由」の一般的な基準を設けることは難しく、行政の解釈が乏しく信頼性に欠けるところがある。したがって獣医学的合理性と健全な社会通念によって決めるほかはないと言える。これが倫理かもしれない。シェフが美味しい料理を作るために切れ味の鋭い包丁が必要であるが、使い道を変えれば殺人の道具になる。コンピューター業界で、高いセキュリティを維持する技術力を持っていても使い道を変えれば、ハッキングにも使うことができる。そのようにいくら高いスキルを持っていても、その使い道を誤れば不正を犯すことにつながり、倫理がなくなってしまふ。診療獣医師も素晴らしい診療技術を開発して独り占めするか、多くの同業に知らせ、伴侶動物を苦痛から救うかなど考えるところである。

### 3 獣医療と医療の倫理

家族の一員となる伴侶動物たちに関わる小動物診療獣医師の倫理は、根本的なところは医療に近いところがある。そこでヒポクラテスの医の倫理を知っておく必要がある。そのヒポクラテスの誓いはもっとも古い医の倫理の原点になっている。医の倫理は、医師が行う医療は患者の望む回復をもたらすための医師の心がけである。誓

<sup>†</sup> 連絡責任者：山村穂積（日本獣医療問題研究会）

〒174-0072 板橋区南常磐台1-14-11 ☎03-5965-6669 FAX03-5965-6115 E-mail: info@jamlas.net

いの中で述べられていることは医師、患者関係、医師同士の関係が主で、医術については自殺補助や堕胎、結石除去術には関与しないと述べられているだけである。

また、獣医療と医療の違いを倫理的に考えてみると、まず、牛や豚はクローンが事業化されているが、人のクローンを作れるか？ と言うことになるが、人へのクローンの問題は人類の未来への影響が想像もできないほど深い問題と思う。医療が飛躍的な進歩、高度化を続けているなか「倫理」が問われることである。そして、動物は飼い主の考え次第で安楽死できるが、医師は痛みで辛そうだからと言って安楽死をできるか？ これは医の倫理は医師のみの倫理ではなくて、人類全体で考えることである。また、社会体制が変われば、国家、国民、家族など社会が持つ特性によって倫理も道徳も微妙に変化する。小動物診療獣医師の職業倫理は、診療において様々な問題が多く、複雑であり、実際に遭遇する問題でどのように対処するか、考えるかで倫理問題を解決することは、参考にする資料が少なく、まだまだこれから考えていかななくてはならない。

#### 4 法 と 倫 理

小動物診療獣医師の目指す道は、何を目標にして、どのように働くべきかとなると、診療をして、経済的軸として収入を得る。しかし自分の収入を得るためだけだと、倫理がなくなって法を犯すことになる。小動物診療獣医師（院長）と倫理（道徳）問題は、まずは法律を守れ！ から始まる。中でも院長（経営者）とスタッフ（労働者）の倫理の問題は、まだまだ未熟なものである。労働条件では、勤務時間、週休、有給、給与、時間外労働、当直など、そして労働保険として、社会保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、職場内の決まり事である勤務規律が整ってなく、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの問題も問われている。これらの中で常習的に、残業代を支払わない、時間外労働を平気でさせる、休みや休暇が少ない、クレームを言うと不当解雇をする、労働に関する問題をきちっと決めていない、労働者が精神疾患になるなどにより、労働基準監督署の指導が入る動物病院を散見する。

外国からの薬の不正大量購入、広告の違反、中でも費用広告や自ら研鑽を積んだ技能治療法などの広告宣伝はできない。ペット保険を悪用する、労働基準法、薬事法、独禁法などを守らない、脱税をするなど社会秩序維持は法の厳守することは当然である。特にペット保険は飼い主の治療費の負担が軽減するので、喜ばれることは確かである。ペット保険適応として、健康と病気の明確な区分と扱いが必要である。最近の事例では、2014年2月に獣医師（院長）が飼い主に勧めて保険に加入させ、その際に診療時期を保険加入後であるといった診療明細

書を飼い主経由で保険会社に提出し、その上で入院、手術費用などの保険金を詐欺したことが報じられている。また、2014年11月に、院長、勤務獣医師、動物看護師による薬事法違反がある。診療獣医師の生活における基本的なことは、獣医師であり、診療をして報酬を手に入れることであるが、飼い主より「愛されるに値する」、「信頼されるに足る」ようにするにはどのようにするかは、法律、道徳（獣医師道）、そして倫理的な知識、技術、態度を考え対応することになる。

#### 5 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントは、単純で、明らかで、当たり前ものではない。古くは「先生にお任せします」の獣医療で、飼い主のためになると思った治療を、本人の意思を聞かず、あるいは意志に反して行っていた時代もある。現在は自己決定権があり、分かりやすく、かつ必要な言葉を用いて、開示、説明しなくてはならない。たとえば、カルテを飼い主に渡して開示したと言っても説明がない。この時、分かりやすければよいというだけでなく、中身の説明、誤解を与えない説明が重要である。これが必要な言葉を用いてということになる。ここで注意が必要なことは、情報開示と説明が別であることである。基本は飼い主が「わけの分かった上の同意」で「納得診療」でなくてはならない。伴侶動物の医療が継続的に行われる限り、連続的、経時的に展開していくことになる。治療方針を決定し治療においても、飼い主にも積極的に参加をしてもらう必要がある。そして良い人間関係を作り上げ、その中で飼い主の要望に合ったより良い獣医療を探ることになる。

臨床の経験豊富な獣医師が、飼い主との話し合いの中で、飼い主が意思決定をしなくてはならない場面で、誘導的に、そして操作的に飼い主の心を動かし、獣医師が取り掛かろうとし、またはやりたい治療法に気持ちを傾かせることは容易なことで十分にできる。これは自己決定になるだろうか？ インフォームド・コンセントをするときに、飼い主を説得してもいいのだろうか？ また、飼い主が獣医師から見て合点がいかない選択（たとえば安楽死）をして、自己決定権と主張された場合、どうしたらいいだろうか？ インフォームド・コンセントはただ単に飼い主への説明の義務の手続きであるだけではない。

正確に説明した事実と、同意署名やカルテに記録して残すことが何より大切なことである。インフォームド・コンセントは、必要な場面で何度もやるべきことで、初診時、入院時、検査前、検査後、治療開始後など、伴侶動物の病状やそれを取り巻く状況はどんどん変化する場合、その都度、説明をきちんとやらなければならないが、実際の日常では厄介であり、飼い主の性格、理解度によ

りその都度の説明を変える必要がある。また、飼い主の理解、信頼が得られなかった原因で、診療に問題があると思うと他の診療施設での意見を求める心境になる。この時に他の診療施設の診断、治療において発した一言が訴訟になることがあり、発言には細心の注意が必要である。

## 6 獣医業は技術サービス業

獣医業（動物診療施設）は技術サービス業に分類され、獣医師は国家による資格の承認・特権があり、無資格者による類似の活動が法的に禁止されているので、動物の診療は獣医師のみができる特権である。したがって職業においては、社会からの求めに応えるために、専門知識や技術水準を持ちながら上げていかななくてはならない。その能力を確実に習得、維持するためには、長期の訓練を受けるが、獣医学（臨床）知識の急速な発展によりその後もその能力の維持が継続的な課題となる。近年、高度化する集中治療を行うことは治療費が高額になる問題がある。緊急事態における診療で、緊急状況での獣医師の想いは、飼い主に対してか、伴侶動物に対してか？ 助けることに集中し、治療が優先され許可を得ずにとんどん何でもしてしまう。

この場合に、救命できた場合と、救命できなかった場合では、飼い主の心境が大きく違い、後で治療費のトラブルが起きる可能性がある。小動物診療獣医師の“心”は、①動物が大好きで自分の生活のことはあまり考えないで選んだ職業、②動物は好きだけど豊かな生活のために選んだ職業、③動物は好きでもないけど職業にしたから（職業獣医師）、④動物を好き嫌いではなく、開業してお金を儲けるためなどに分類され、心の持ち方によって倫理は変わることである。技術サービス業で技術も大事であるが、伴侶動物の医療者として人間力と言える倫理観、人間性に優れているとは限らない。そこでの倫理的な知識、技術、態度が必要である。

## 7 健康な伴侶動物の安楽死

飼い主の都合で健康な伴侶動物の安楽死をさせることは、伴侶動物に対する倫理的責務、社会に対する責務、自分自身に対する責務に反している。小動物診療獣医師としての権威として、飼い主の伴侶動物に対する罪や社会に恥である意識に気付かせることが重要である。診療獣医師は伴侶動物の命を救うこと、苦しみ、痛みなどから解放することで、時による安楽死の拒否は治療と同じであるかもしれない。時として安楽死は倫理的に容認しがたいとも思える。

歳をとって歩けなくなったから安楽死は理由になる？ 健康な伴侶動物の安楽死は虐待と同じかな？（虐待して

いても警察に通報する義務付けはない）、また、逆に苦しんでいる伴侶動物（助からない）を、苦しませておく。これは虐待？ 極度の伴侶動物の痛みは安楽死を選ばなくてはならない？ 伴侶動物の安楽死の倫理は難しく、診療獣医師の中でもいろいろ意見があることと思う。

## 8 診療獣医師には倫理的契約を守る義務は？

真実を告げることが飼い主にとって大変な精神的苦痛をもたらすとすれば、それを告げる必要は？ それでも告げなければインフォームド・コンセントに反するの？ 飼い主の都合で健康な伴侶動物の安楽死を依頼され診療獣医師である権威を使っても回避できなかった。安楽死を断ったら診療拒否になるの？ 一人ひとりの信念、人生観により考え方も違う。これが正しいとか、間違っているとかの基準では言い切れない問題も多くある。倫理的な行為は必ずしも一番正しいとは言えず、ここで高い倫理観はどのように考えていったらよいのかは課題であり、診療の倫理は難しいものである。

## 9 証明されていない療法

症例は重度の感染があり、抗生剤や抗菌剤が必要であるのに、それをやめて効果の証明されていない療法を飼い主は選んだ。そこで診療獣医師は効果が証明されていない療法に飼い主自らに変更したので、自分は分からないから飼い主を見はなすことになる可能性がある。エビデンスのある獣医療が尽くされ、治療効果がみられない場合に、その他のいろいろな治療方法を選ぶ権利があるのは飼い主である。しかし、その症例の現状に注意を与えるのは主治医である診療獣医師である。考え方や行動は人により違いがあり、時として千差万別でその違いを修正、統一することは難しいものである。また、その必要性は職業倫理として考えていかななくてはならない問題とも思える。

## 10 おわりに

最後に小動物診療獣医師の責務としての職業倫理を考えると、診察室は舞台上の思い、医者、学者、易者、役者の4者を演じ「真実の様子を告げる」こと、または「善意のだまし」の両者共に正しいのかもしれない。人をあざむいてはならない義務があるが、病気治療の予後を予想するには不確実性がある。また、複雑な医療情報を提供され理解する能力は飼い主により異なっている。

したがって、小動物診療獣医師として飼い主の理解、納得、満足、任せるなど、信頼関係においても基礎を築く上での必要な原則と考え、常に適切かつ責任ある対応を心がける必要がある。